

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の  
施行及び様式を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和54年浜松市規則第39号。以下「規則」という。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(取扱品目)

第2条 条例第3条第1項第1号の市長が定めるその他の食料品は、穀物（米及び小麦を含む。）及びその加工品（麺類を含む。）、豆類及びその加工品、鳥卵及び鶏卵並びにそれらの加工品、調理冷凍加工品並びに個選物野菜及び果実の出荷者が同号の取扱品目と併せて持ち込む少量の花き類とする。

2 条例第3条第1項第2号の市長が定めるその他の食料品は、肉類の加工品、鳥卵（鶏卵を除く。）及びその加工品、鶏卵の加工品、穀物（米及び小麦を含む。）の加工品（麺類を含む。）、豆類の加工品、調理冷凍加工品並びに加工野菜類（つけ物、刺身等に盛り付けるカット野菜並びに乾物を含む。）とする。

(卸売の業務の許可)

第3条 規則第2条第1項の申請書の様式は、卸売業務許可申請書（第1号様式）とする。

2 市長は、条例第6条第1項の許可をしたときは、当該卸売業者に対して、卸売業務許可証（第2号様式）を交付する。

(保証金の預託)

第4条 規則第3条の市長が必要があると認める書類は、誓約書（第3号様式）とする。

(名称の変更等の届出)

第5条 規則第5条第1項の届出書の様式は、卸売の業務の開始・休止・再開又は廃止に係る届出書（第4号様式）とする。

2 規則第5条第3項の届出書の様式は、名称変更等届出書（第5号様式）とする。

3 第3条第2項の規定は、条例第14条第1項第2号に該当する場合における同項の規定による届出（卸売業者の名称、又は代表者の氏名に変更があった場合に限る。）があった場合について準用する。

4 規則第5条第6項の届出書の様式は、卸売業者が合併以外の事由による解散等届出書（第6号様式）とする。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第7号様式）とする。

2 市長は、条例第15条第1項の認可をしたときは、当該譲渡人及び譲受人に対して、

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（第8号様式）を交付する。

3 規則第6条第3項の申請書の様式は、卸売業者の合併認可申請書（第9号様式）とする。

4 市長は、条例第15条第2項の認可をしたときは、当該合併後存続した法人又は合併により設立された法人に対して、卸売業者の合併認可書（第10号様式）を交付する。

5 規則第6条第5項の申請書の様式は、卸売業者の分割認可申請書（第11号様式）とする。

6 市長は、条例第15条第2項の認可をしたときは、当該分割の当事者に対して、卸売業者の分割認可書（第12号様式）を交付する。

（せり人の登録）

第7条 条例第18条第1項の登録は、当該卸売業者が推薦する者で、次に掲げる者でなければならない。

(1) 登録を受ける年度の前年度の3月末日において、当該卸売業者の卸売の業務に従事した期間又は過去に卸売の業務に従事していた期間が通算して1年以上である者

(2) その他市長が特別の理由があると認める者

2 条例第18条第1項の登録を行う日は、毎年4月1日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（せり人の登録の申請）

第8条 規則第8条第1項の申請書の様式は、せり人登録申請書（第13号様式）とする。

（せり人の氏名又は住所の変更の届出）

第9条 卸売業者は、条例第18条第1項の登録を受けたせり人の氏名又は住所に変更が生じたときは、速やかに、せり人氏名又は住所変更届出書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（せり人の登録の消除）

第10条 卸売業者は、条例第20条第1項第2号の規定によりせり人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、せり人登録消除届出書（第15号様式）により市長に提出しなければならない。

(1) 死亡したとき

(2) 解雇したとき

(3) せり人としての業務を行わなくなったとき

（せり人登録証又はせり人章の紛失等の届出）

第11条 卸売業者は、条例第18条第3項の登録証又はせり人章（以下「登録証等」という。）を紛失し、又は損傷したときは、速やかに、せり人登録証（せり人章）紛失（損傷）等届出書（第16号様式）を市長に提出して登録証等の再交付を受けなければならない。この場合において、登録証等を損傷したときにあつては、当該登録証等を添えなければならない。

2 前項の規定によりせり人章の再交付を受けようとする者は、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは、登録証等の再交付を行う。

4 卸売業者が条例第14条第1項第1号による卸売の業務の廃止の届出をする場合、又は卸売業者の清算人若しくは破産管財人が条例第14条第2項の届出をする場合において、登録証等を紛失したときは、第1項の規定を準用する。

(研修の実施)

第12条 市長は、卸売業者のせり人又は販売担当者(以下「せり人等」という。)に対し、法令等の周知及び知識又は技能の向上を図るため、研修を行うことができる。

2 卸売業者は、せり人等が前項の研修を受けることができるよう取り計らわなければならない。

(仲卸しの業務の許可)

第13条 規則第10条第1項の申請書の様式は、仲卸業務許可申請書(第17号様式)とする。

2 市長は、条例第22条第1項の許可をしたときは、当該仲卸業者に対して、仲卸業務許可証(第18号様式)を交付する。

(保証金の預託)

第14条 第4条の規定は、規則第11条に規定する市長が必要があると認める書類について準用する。

(仲卸業者章の交付等)

第15条 市長は、仲卸業者が条例第25条第1項の規定により保証金を預託したときは、当該仲卸業者に対して、仲卸業者章(第19号様式)を交付する。

2 仲卸業者は、卸売業者が行う卸売のせりに参加するときは、前項の仲卸業者章を付けた帽子を着用しなければならない。

3 仲卸業者は、その資格を失ったときは、速やかに、仲卸業者章を市長に返還しなければならない。

(名称の変更等の届出)

第16条 規則第13条第1項の届出書の様式は、仲卸しの業務の開始・休止・再開又は廃止に係る届出書(第20号様式)とする。

2 規則第13条第3項の届出書の様式は、名称変更等届出書(第21号様式)とする。

3 第13条第2項の規定は、条例第27条第1項第2号に該当する場合における同項の規定による届出(氏名(法人にあっては、その名称又は代表者の氏名)に変更があった場合に限る。)があった場合について準用する。

4 規則第13条第6項の届出書の様式は、仲卸業者が合併以外の事由による解散等届出書(第22号様式)とする。

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可)

第17条 規則第14条第1項の申請書の様式は、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書（第23号様式）とする。

2 市長は、条例第28条第1項の認可をしたときは、当該譲渡人及び譲受人に対して、仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書（第24号様式）を交付する。

3 規則第14条第3項の申請書の様式は、仲卸業者の合併認可申請書（第25号様式）とする。

4 市長は、条例第28条第2項の認可したときは、当該合併後存続した法人又は合併により設立された法人に対して、仲卸業者の合併認可書（第26号様式）を交付する。

5 規則第14条第5項の申請書の様式は、仲卸業者の分割認可申請書（第27号様式）とする。

6 市長は、条例第28条第2項の認可をしたときは、当該分割の当事者に対して、仲卸業者の分割認可書（第28号様式）を交付する。

（仲卸しの業務の相続）

第18条 規則第15条第1項の申請書の様式は、仲卸しの業務の相続認可申請書（第29号様式）とする。

2 市長は、条例第29条第1項の認可をしたときは、当該相続人に対して、仲卸しの業務の相続認可書（第30号様式）を交付する。

（仲卸業者章の紛失等の届出）

第19条 仲卸業者は、仲卸業者章を紛失し、又は損傷したときは、速やかに、仲卸業者章紛失（損傷）等届出書（第31号様式）を市長に提出して仲卸業者章の再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者章を損傷したときにあつては、当該仲卸業者章を添えなければならない。

2 前項の規定により仲卸業者章の再交付を受けようとする者は、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による提出があつたときは、仲卸業者章の再交付を行う。

4 仲卸業者が条例第27条第1項第1号による仲卸しの業務の廃止の届出をする場合、又は仲卸業者の相続人又は清算人若しくは破産管財人が条例第27条第2項の届出をする場合において、仲卸業者章を紛失したときは、第1項の規定を準用する。

（事業報告書等の提出）

第20条 規則第16条第1項の事業報告書の様式は、仲卸業者事業報告書（第32号様式）とする。

2 規則第16条第3項の報告書の様式は、仲卸業者月間販売金額報告書（第33号様式）とする。

（関連業務の許可）

第21条 規則第18条第1項の申請書の様式は、関連業務許可申請書（第34号様式）とする。

2 市長は、条例第35条第1項の許可をしたときは、当該関連事業者に対し、関連業務許可証（第35号様式）を交付する。

（保証金の預託）

第22条 第4条の規定は、規則第19条に規定する市長が必要があると認める書類について準用する。

（準用）

第23条 第16条から第18条までの規定は、関連事業者について準用する。

（卸売業者の兼業業務の承認）

第24条 規則第22条の申請書の様式は、卸売業者の兼業業務の承認申請書（第36号様式）とする。

2 市長は、条例第44条第1項の承認をしたときは、当該卸売業者に対して、卸売業者の兼業業務の承認書（第37号様式）を交付する。

（仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告）

第25条 規則第24条の報告書の様式は、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売報告書（第38号様式）とする。

（市場外にある保管場所の届出等及び市場外にある物品の卸売の報告）

第26条 規則第25条第1項及び第2項の届出書の様式は、卸売市場外保管場所の使用（終了）届出書（第39号様式）とする。

2 規則第25条第3項の報告書の様式は、卸売市場外にある物品の卸売報告書（第40号様式）とする。

（卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告）

第27条 規則第26条の報告書の様式は、卸売業者の卸売の相手方としての買受け報告書（第41号様式）とする。

（卸売業者及び仲卸業者以外の者からの買入れ物品の販売の報告）

第28条 規則第28条の報告書の様式は、卸売業者及び仲卸業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（第42号様式）とする。

（仲卸業者の兼業業務の承認）

第29条 規則第29条の申請書の様式は、仲卸業者の兼業業務の承認申請書（第43号様式）とする。

2 市長は、条例第51条第1項の承認をしたときは、当該仲卸業者に対して、仲卸業者の兼業業務の承認書（第44号様式）を交付する。

（卸売業者による受託契約約款を規定した売買取引の条件の公表等の届出）

第30条 規則第30条第2項の届出書の様式は、受託契約約款（変更）届出書（第45号様式）とする。

（売買取引の結果等の報告）

第31条 規則第31条第1項の報告書（同項第1号に係るものに限る。）の様式は、卸売

予定数量等報告書（第46号様式）とする。

- 2 条例第55条の規定による報告（規則第31条第1項第1号に係るものに限る。）は、当該卸売業者の販売開始時刻から翌日の当該時刻までの期間の卸売について販売開始時刻の30分前までに行わなければならない。
- 3 規則第31条第1項の報告書（同項第2号に係るものに限る。）の様式は、主要品目せり売・相対取引卸売価格等報告書（第47号様式）とする。
- 4 規則第31条第1項の報告書（同項第3号に係るものに限る。）の様式は、卸売実績報告書（第48号様式）とする。
- 5 規則第31条第1項の報告書（同項第4号に係るものに限る。）の様式は、月間市況等報告書（第49号様式）とする。

（市場施設の使用指定）

第32条 規則第35条の申請書の様式は、市場施設使用指定申請書（第50号様式）とする。

- 2 市長は、条例第61条第1項の指定をしたときは、当該指定した者に対して、市場施設使用指定書（第51号様式）を交付する。

（市場施設の使用許可）

第33条 規則第36条の申請書の様式は、市場施設使用許可申請書（第52号様式）とする。

- 2 市長は、条例第61条第2項の許可をしたときは、当該許可した者に対して、市場施設使用許可書（第53号様式）を交付する。

（用途変更、転貸及び他人の使用の承認）

第34条 規則第38条の申請書の様式は、市場施設用途変更（転貸・他人の使用）承認申請書（第54号様式）とする。

- 2 市長は、条例第62条ただし書の承認をしたときは、当該承認をした者に対して、市場施設用途変更（転貸・他人の使用）承認書（第55号様式）を交付する。

（原状変更の承認）

第35条 規則第39条第1項の申請書の様式は、市場施設現状変更承認申請書（第56号様式）とする。

- 2 市長は、条例第63条第1項ただし書の承認をしたときは、当該承認をした者に対して、市場施設原状変更承認書（第57号様式）を交付する。

- 3 規則第39条第3項の届出書の様式は、完成届（第58号様式）とする。

（施設の返還等）

第36条 規則第40条第1項の届出書の様式は、市場施設返還届出書（第59号様式）とする。

（使用料の減免）

第37条 規則第44条の申請書の様式は、使用料減免申請書（第60号様式）とする。

- 2 条例第68条の規定による減免は、市場施設の市場使用料の一部又は全部について減額するものであり、その期間は減免を適用する月の属する年度を超えないものとする。
- 3 条例第68条第2号の市長が特別の理由があると認めるときは、市場の公益性に寄与することを目的に行う業務について、市長が特にやむを得ないと認めたとしとする。
- 4 前項の減免の額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第68条第1号に該当するときにあつては、使用できなくなった市場施設の使用料について、その使用ができなくなった面積及びその日数の割合に応じた額

- (2) 条例第68条第2号に該当するときにあつては、市長が適当と認める額

- 5 市長は、条例第68条の規定による減免を決定したときは、当該決定した者に対して、市場使用料減免決定通知書（第61号様式）を交付する。

- 6 市長は、規則第44条の規定による申請があつた場合において、当該申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、減免を認めてはならない。

- (1) 条例第67条第1項の市場使用料に滞納がある者

- (2) 条例第67条第2項の使用者が負担する費用に滞納がある者

- (3) 条例第71条第1項又は第2項に規定する命令を受けこれに従わない者

- 7 条例第68条の規定による減免の決定を受けた者が当該減免の期間内において、同条各号のいずれかにも該当しなくなったときは、直ちに、減免事由消滅届（第62号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用料の減免の取消し）

- 第38条 市長は、条例第68条の減免の決定を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減免を取り消すことができる。

- (1) 規則第43条の使用料の納付期限を遵守しなかったとき。

- (2) 規則第44条の規定による申請の内容に虚偽があると認めたとし。

- 2 前項（第2号を除く。）の規定による取消しは、その翌月分の使用料から当該減免の適用を除外する。

- 3 第1項（第1号を除く。）の規定による取消しは、当該減免された使用料に相当する額を徴収するものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により減免を取り消すときは、当該取消しした者に対して、市場使用料減免取消通知書（第63号様式）により通知するものとする。

（使用料の減免の再申請）

- 第39条 条例第68条の規定による減免の適用は第37条第2項の規定により決定された期間をもって終了するとともに、引き続き減免の適用を受けようとする者は、規則第44条の規定による申請手続きを行うものとする。

（報告及び検査）

- 第40条 市長は、条例第70条第1項の規定により立入検査を行う職員（以下「検査員」という。）を指名するとともに検査命令書（第64号様式）を当該業者の責任者に提示し

なければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、検査員の業務を補助する職員を指名し、検査員の指揮のもとに検査に従事させることができる。
- 3 検査員は、検査を終了したときは、当該業者に対して検査によって明らかになった事項について講評を行うとともに、当該業者に意見を求めなければならない。
- 4 検査員は、検査を終了したときは、速やかに、検査結果報告書（第65号様式）により市長に報告しなければならない。

（自動車の登録）

第41条 規則第49条第1項の規定による申請書の様式は、自動車登録申請書（第66号様式）とする。

- 2 条例第78条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる者とする。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸業者
- (3) 関連事業者
- (4) 売買参加者
- (5) 買出人
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市場施設使用者及び市長が認める者

- 3 条例第78条第1項の登録を受けようとする自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車
- (2) 小型自動車
- (3) 軽自動車
- (4) 大型特殊自動車
- (5) 小型特殊自動車

- 4 市長は、条例第78条第1項の登録（前項第1号から第3号までに係るものに限る。）をしたときは、次に掲げる者に対して、入場登録証（第67号様式）を交付する。

- (1) 第2項第1号から第3号までに掲げる者にあつては、その役員及び使用人
- (2) 第4号に掲げる者にあつては、その者（浜松市中央卸売市場売買参加者要綱に規定する承認を受けた売買参加補助者が使用する場合にあつては、売買参加者及び当該売買参加補助者）
- (3) 第5号に掲げる者にあつては、その者（浜松市中央卸売市場買出人要綱に規定する承認を受けた買出補助者が使用する場合にあつては、買出人及び当該買出補助者）

- (4) 第6号に掲げる者にあつては、その該当する役員及び使用人又は市長が認める者

- 5 市長は、条例第78条第1項の登録（第3項第4号又は第5号に係るものに限る。）をしたときは、当該登録をした者に対して、市場内使用特殊自動車登録証（第68号様式）を交付する。

- 6 市場に生鮮食料品等を出荷する目的で入場する出荷者、生産者及び出荷代行者（以下



この条において「出荷者等」という。)の自動車の登録は、卸売業者の責任において管理し、出荷者等に登録証を交付する。

7 次に掲げる者が市場内に入場するときは、守衛室設置の記録紙に必要な事項を記載し、その身分を証するものを提示するものとする。

(1) 市長又は施設使用者の依頼による工事等請負業者

(2) その他市長が認める者

(自動車の登録の更新)

第42条 市長は、次の各号に係る自動車の登録について、有効期限を定めその登録を更新するものとする。

(1) 前条第4項の入場登録証の有効期間は、5年以内とする。

(2) 前条第5項の市場内使用特殊自動車登録証の有効期間は、3年以内とする。

2 前項の有効期間満了日以降も引き続き登録を受けようとする者は、条例第78条第2項の規定による提出をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出があったときは、入場登録証又は市場内使用特殊自動車登録証(以下「入場登録証等」という。)の再交付を行う。

(入場登録証又は市場内使用特殊自動車登録証の紛失等の届出等)

第43条 入場登録証等の交付を受けた者が、入場登録証等を紛失し、又は損傷した場合は、速やかに、第41条第2項に規定する者が入場登録証(市場内使用特殊自動車登録証)紛失(損傷)等届出書(第69号様式)を市長に提出して入場登録証等の再交付を受けなければならない。この場合において、入場登録証等を損傷したときにあつては、当該登録証を添えなければならない。

2 入場登録証等に係る自動車を入れ替えたときは、車両変更報告書(第70号様式)を市長に提出しなければならない。この場合においては、入れ替え後の自動車検査証又はそれに準ずる証明書の写し及び当該登録証を添えなければならない。

3 市長は、前各項の規定による提出があったときは、入場登録証等の再交付を行う。

(登録済自動車の消除)

第44条 第41条第4項及び第5項の規定により登録証の交付を受けた者が、当該自動車を廃車し、又は市場を利用しなくなったときは、自動車登録消除届出書(第71号様式)に当該入場登録証を添えて市長に届け出なければならない。

(入場登録証等の交付に係る費用)

第45条 第41条第4項若しくは第5項又は第42条第3項若しくは第43条第3項の規定による入場登録証等の交付を受けようとする者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(出荷者等への感謝状贈呈)

第46条 市長は、市場における生鮮食料品等の安定供給を図るため寄与した次の各号のいずれかに該当する出荷者等に対して、感謝状を贈呈することができる。

- (1) 市場に出荷する生鮮食料品等を2年以上に渡り安定供給し、かつ、卸売業者が推薦した者
  - (2) その他市長が認める者
- 2 卸売業者は、前項第1号に該当する者がいるときは、感謝状贈呈出荷者等推薦書（第72号様式）を市長に提出するものとする。
  - 3 感謝状の贈呈は、前項の規定による提出があった年度内に行うものとする。
  - 4 第1項又は第2項の規定により同一の者に対して感謝状の贈呈し、又は同一の者に係る感謝状贈呈出荷者等推薦書を提出することは、これを妨げない。

附 則（令和2年3月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に、浜松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（令和元年浜松市条例第43号）の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年浜松市規則第48号）の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場せり人登録等取扱要綱、浜松市中央卸売市場仲卸業務許可要綱、浜松市中央卸売市場関連業務許可要綱、浜松市中央卸売市場自動車登録取扱要綱及び浜松市中央卸売市場使用料減免要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

（廃止）

- 3 浜松市中央卸売市場せり人登録等取扱要綱（平成17年3月31日決裁）、浜松市中央卸売市場仲卸業務許可要綱（平成29年4月1日決裁）、浜松市中央卸売市場関連業務許可要綱（平成17年3月31日決裁）、浜松市中央卸売市場自動車登録取扱要綱（平成27年4月1日施行）及び浜松市中央卸売市場市場使用料減免要綱（平成23年7月1日施行）は、廃止する。

附 則（令和2年6月8日決裁）

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

（あて先）浜松市長

所在地  
申請者  
名称及び代表者氏名 ⑩

卸 売 業 務 許 可 申 請 書

浜松市中央卸売市場業務条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
	-----			
主たる事務所の 所 在 地				
卸売の業務を行う 取 扱 品 目				
資本金又は出資の額				
役 員	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所

第2号様式（第3条関係）

浜松市指令 第 号  
年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名

浜松市長



卸 売 業 務 許 可 証

年 月 日付け申請のあった卸売業務については、浜松市中央卸売市場業務条例  
第6条第1項の規定により次のとおり許可します。

記

1 取 扱 品 目

2 許 可 条 件

第3号様式（第4条、第14条、第22条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

名称及び代表者氏名

⑩

誓 約 書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正、公平に取り引きすることを誓います。

（あて先）浜松市長

所在地  
届出者  
名称及び代表者氏名 ⑩

卸売の業務の開始・休止・再開又は廃止に係る届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第14条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 開始・休止・再開・廃止の別
- 2 休止・廃止の理由
- 3 開始・休止・再開・廃止する日
- 4 取引参加者への周知の状況

（記載上の注意及び添付書類）

- （1）休止の届出にあつては、休止の期間を記載すること
- （2）添付書類
  - ① 取締役会の開始、休止、再開、廃止の議事録
  - ② 廃止の場合は、登記事項証明書等該当事項の廃止が確認できるもの

（あて先）浜松市長

所在地  
届出者  
名称及び代表者氏名 ⑩

名称変更等届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更内容	変更年月日	変更理由

（記載上の注意及び添付書類）

（1）記載上の注意

- ① 変更内容は、資本金又は出資の額については、新旧に対比ができるよう記載すること  
また、役員の変更については、氏名、役職（代表取締役、取締役、監査役等）及び就任、退任、又は解任の別を記載すること
- ② 変更年月日は、その事実が発生した年月日を記載すること
- ③ 変更理由は、例えば役員の変更の場合は、「定例株主総会により選出」等簡潔に記載すること

（2）添付書類

- ① 役員の変更に係る場合は、登記事項証明書、この変更が新規役員に当たる場合は、中央卸売市場業務条例第6条第3項第9号ア、イ及びエに該当しない旨の誓約書、履歴書及び住民票の写し
- ② 資本金又は出資の額の変更については、登記事項証明書等当該事項の異動が確認できるもの

（あて先）浜松市長

住所（所在地）  
届出者（清算人又は破産管財人）  
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

卸売業者が合併以外の事由による解散等届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

解散した卸売業者の名称	
解散した卸売業者の所在地	
解散の年月日	年 月 日
解散の理由	
清算人等の氏名 （名称及び代表者名）	
清算人等の住所（所在地）	
清算人等の連絡先	

（添付書類）

- （1）解散等の内容を証明する書類



（あて先）浜松市長

所在地  
譲渡人  
名称及び代表者氏名 ⑩

所在地  
譲受人  
名称及び代表者氏名 ⑩

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

卸売の業務の許可の年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲り渡す事業に係る取扱品目	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

所在地  
譲渡人  
名称及び代表者氏名

所在地  
譲受人  
名称及び代表者氏名

浜松市長 

卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書

年 月 日付け申請のあった卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、  
浜松市中央卸売市場業務条例第15条第1項の規定により認可します。

（あて先）浜松市長

所在地  
合併の当事者  
名称及び代表者氏名 ⑩

所在地  
名称及び代表者氏名 ⑩

卸売業者の合併認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

卸売の業務の許可の年月日	年 月 日
合併の予定年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により 設立される法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
合併の方法及び条件	
合併を必要とする理由	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名

浜松市長



卸売業者の合併認可書

年 月 日付け申請のあった卸売業者の合併については、浜松市中央卸売市場業務  
条例第15条第2項の規定により認可します。

（あて先）浜松市長

所在地  
分割の当事者  
名称及び代表者氏名 ⑩

所在地  
名称及び代表者氏名 ⑩

卸売業者の分割認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

卸売の業務の許可の年月日	年 月 日
分割の予定年月日	年 月 日
分割により承継させる 卸売の業務に係る取扱品目	
分割の方法及び条件	
分割を必要とする理由	

第12号様式（第6条関係）

その1

	浜松市指令	第	号
	年	月	日
所在地			
卸売業者			
名称及び代表者氏名			
	浜松市長		印
卸売業者の分割認可書			
年 月 日付け申請のあった卸売業者の分割については、浜松市中央卸売市場業務 条例第15条第2項の規定により次のとおり認可します。			
記			
分割により承継させる取扱品目			

その2

	浜松市指令	第	号
	年	月	日
所在地			
承継業者			
名称及び代表者氏名			
	浜松市長		印
卸売業者の分割認可書			
年 月 日付け申請のあった卸売業者の分割については、浜松市中央卸売市場業務 条例第15条第2項の規定により次のとおり認可します。			
記			
分割により承継する取扱品目			



（あて先）浜松市長

所在地

届出者

名称及び代表者氏名

㊟

せり人氏名又は住所変更届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 変更内容 新（氏名及び住所）

旧（氏名及び住所）

2 変更年月日

3 変更理由



第 15 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地  
届出者  
名称及び代表者氏名 ⑩

せり人登録消除届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第 20 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

せり人登録番号	氏 名	異動年月日	理 由

（あて先）浜松市長

所在地  
届出者  
名称及び代表者氏名 ⑩

せり人登録証（せり人章）紛失（損傷）等届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第 18 条第 3 項の規定により、せり人登録証（せり人章）を紛失（損傷）したので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 せり人氏名及び登録番号
- 2 紛失（損傷）物件                      せり人登録証 ・ せり人章
- 3 紛失（損傷）年月日                      年        月        日        紛失・損傷
- 4 再交付願い及び誓約（せり人章を紛失した場合）

- 1 紛失（損傷）したせり人登録証（せり人章）の再交付をお願いします。
- 2 紛失したせり人登録証（せり人章）について、万が一事故ある場合は全て責任を負うことを誓約いたします。

卸売業者（名称及び代表者氏名） ⑩

（添付書類）

- （1）損傷の場合は、損傷したせり人登録証（せり人章）

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

仲 卸 業 務 許 可 申 請 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

氏名又は名称 及び代表者氏名				
	-----			
住所又は所在地				
仲卸の業務を行う 取 扱 品 目				
資本金又は出資の額				
役 員	役 職 名	氏 名	生年月日	住 所

（記載上の注意）

- （1）資本金又は出資の額の欄及び役員欄には、申請者が法人の場合だけ記入すること

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



仲 卸 業 務 許 可 証

年 月 日付け申請のあった仲卸業務については、浜松市中央卸売市場業務条例  
第22条第1項の規定により次のとおり許可します。

記

- 1 取 扱 品 目
- 2 仲卸業者番号
- 3 許 可 条 件



- 備考 1 材質 プラスチック
- 2 寸法 縦 7 cm  
横 1.3 cm
- 3 色
- (1) 地色 黄色 (青果物)  
緑色 (水産物)
- (2) 文字 黒色 (青果物)  
白色 (水産物)
- 4 数字は例示

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

仲卸しの業務の開始・休止・再開又は廃止に係る届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第 27 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 開始・休止・再開・廃止の別
- 2 休止・廃止の理由
- 3 開始・休止・再開・廃止する日
- 4 取引参加者への周知の状況

（記載上の注意及び添付書類）

（1）休止の届出にあつては、休止する期間を記載すること

（2）添付書類

- ① 取締役会の開始、休止、再開、廃止の議事録
- ② 廃止の場合は、登記事項証明書等該当事項の廃止が確認できるもの及び仲卸業者章（仲卸補助者章を含む）

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

名 称 変 更 等 届 出 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 2 7 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり届け出ます。

記

変更事項	変更内容	変更年月日	変更理由

（記載上の注意及び添付書類）

（1）記載上の注意

- ① 変更内容の欄は、資本金又は出資の額については、新旧に対比ができるよう記載すること  
また、役員の変更については、氏名、役職（代表取締役、取締役、監査役等）及び就任、退任、  
又は解任の別を記載すること
- ② 変更年月日は、その事実が発生した年月日を記載すること
- ③ 変更理由は、例えば役員の変更の場合は、「定例株主総会により選出」等簡潔に記載すること

（2）添付書類

- ① 役員の変更の場合は、登記事項証明書、この変更が新規役員に当たる場合は、中央卸売市場業  
務条例第 2 2 条第 3 項第 1 号、第 4 号、第 5 号及び第 1 0 号を除く各号並びに第 1 1 号ア、イ及  
びオに該当しない旨の誓約書、履歴書及び住民票の写し
- ② 資本金又は出資の額の変更については、登記事項証明書等該当事項の異動が確認できるもの

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）  
届出者（清算人又は破産管財人）  
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

仲卸業者が合併以外の事由による解散等届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第 27 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

解散した仲卸業者の名称	
解散した仲卸業者の所在地	
解散（死亡）の年月日	年 月 日
解散の理由	
清算人等の氏名 （名称及び代表者名）	
清算人等の住所（所在地）	
清算人等の連絡先	

（添付書類）

- （1）解散等の内容を証明する書類



（あて先）浜松市長

住所（所在地）  
譲渡人  
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

住所（所在地）  
譲受人  
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

仲卸しの業務の許可の年月日	年 月 日
譲渡し及び譲受けの予定年月日	年 月 日
譲り渡す事業に係る取扱品目	
譲渡し及び譲受けを必要とする理由	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）  
譲渡人  
氏名（名称及び代表者氏名）

住所（所在地）  
譲受人  
氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長 

仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け認可書

年 月 日付け申請のあった仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けについては、  
浜松市中央卸売市場業務条例第28条第1項の規定により認可します。

（あて先）浜松市長

所在地  
合併の当事者  
名称及び代表者氏名 ⑩  
所在地  
名称及び代表者氏名 ⑩

仲卸業者の合併認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 28 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

仲卸しの業務の許可の年月日	年 月 日
合併の予定年月日	年 月 日
合併後存続する法人又は合併により 設立される法人の名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
合併の方法及び条件	
合併を必要とする理由	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名

浜松市長



仲卸業者の合併認可書

年 月 日付け申請のあった仲卸業者の合併については、浜松市中央卸売市場業務  
条例第28条第2項の規定により認可します。

（あて先）浜松市長

所在地  
分割の当事者  
名称及び代表者氏名 ⑩

所在地  
名称及び代表者氏名 ⑩

仲卸業者の分割認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 28 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

仲卸しの業務の許可の年月日	年 月 日
分割の予定年月日	年 月 日
分割により承継させる 仲卸しの業務に係る取扱品目	
分割の方法及び条件	
分割を必要とする理由	

第28号様式(第17条・第23条関係)

その1

	浜松市指令	第	号
	年	月	日
所在地			
仲卸業者			
名称及び代表者氏名			
	浜松市長		印
仲卸業者の分割認可書			
年 月 日付け申請のあった仲卸業者の分割については、浜松市中央卸売市場 業務条例第28条第2項の規定により次のとおり認可します。			
記			
分割により承継させる取扱品目			

その2

	浜松市指令	第	号
	年	月	日
所在地			
承継業者			
名称及び代表者氏名			
	浜松市長		印
仲卸業者の分割認可書			
年 月 日付け申請のあった仲卸業者の分割については、浜松市中央卸売市場 業務条例第28条第2項の規定により次のとおり認可します。			
記			
分割により承継する取扱品目			

（あて先）浜松市長

住所  
申請者（相続人）  
氏名

印

仲卸しの業務の相続認可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

仲卸しの業務の許可の年月日	年 月 日	
引き続き営もうとする 仲卸しの業務に係る取扱品目		
被 相 続 人	住 所	
	氏 名	
	死 亡 年 月 日	年 月 日
相 続 人	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	被相続人との続柄	
仲卸しの業務の開始の予定年月日	年 月 日	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所

氏名

浜松市長



仲卸しの業務の相続認可書

年 月 日付け申請のあった仲卸しの業務の相続については、浜松市中央卸売市場  
業務条例第29条第1項の規定により認可します。



（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

㊟

仲卸業者章紛失（損傷）等届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第22条第1項の規定により、仲卸業者章を紛失（損傷）したので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 紛失（損傷）物件 仲卸業者章
- 2 紛失（損傷）年月日 年 月 日 紛失・損傷
- 3 再交付願い及び誓約（仲卸業者章を紛失した場合）

- 1 紛失（損傷）した仲卸業者章の再交付をお願いします。
- 2 紛失した仲卸業者章について、万が一事故ある場合は全て責任を負うことを誓約いたします。

仲卸業者（名称及び代表者氏名）

㊟

（添付書類）

- （1）損傷の場合は、損傷した仲卸業者章

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)

報告者

氏名 (名称及び代表者氏名)

Ⓜ

仲 卸 業 者 事 業 報 告 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 3 1 条の規定により 年 月 日から  
年 月 日までの間に係る事業について、次のとおり報告します。

記

1 業務の状況

(1) 事業の概要

ア 売上高

イ 経営収支

(2) 総会及び取締役会の議決事項

開催年月日	会議名	議決事項

(3) 内部組織に関する事項

ア 株主及び出資者名簿

氏名	住所	持株数 又は出資口数	持株金額 又は出資金額	持株比率 又は出資比率
計				

イ 役員及び従業員の状況

氏名	住所	生年月日	採用年月日	職務内容	平均賃金月額

(4) 仲卸の業務の状況

ア 取扱高及び売上損益

主な品目	市場の卸売業者からの買入物品①			市場の仲卸業者からの買入物品②		
	数量 (kg)	金額 (円)	売上利益 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	売上利益 (円)
野菜						
果実						
生鮮魚						
冷凍魚						
塩加品						
その他						
取扱品目外						
当期合計 (A)						
前期合計 (B)						
(A) / (B)						

主な品目	市場の卸売・仲卸業者以外からの買入物品③			合計 (①+②+③)		
	数量 (kg)	金額 (円)	売上利益 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	売上利益 (円)
野菜						
果実						
生鮮魚						
冷凍魚						
塩加品						
その他						
取扱品目外						
当期合計 (A)						
前期合計 (B)						
(A) / (B)						

※市場の卸売業者及び仲卸業者以外からの買入物品③は、取扱品目外を除き条例第50条第2項によるもの。

イ 市場の卸売業者及び仲卸業者以外からの買入物品（条例第50条第2項に該当するもの（直荷引き））

主な品目	期首繰越高 (A)	当期仕入高 (B)	期末残高 (C)	売上原価(D) (A) + (B) - (C)	売上高 (E)	販売損益 (E-D)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合 計						

ウ 販売先別取扱高

販売先 主な品目	売買参加者		買 出 人		仲 卸 業 者		その他		合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合 計										

エ 販売先別割合

	比率(%)
一般小売店	
大規模小売店等	
その他の事業者	

オ 代金の回収状況

	代金回収日数
一般小売店	
大規模小売店等	
その他の事業者	

## 2 経理の状況

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益処分書又は欠損金処分書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の内訳

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

報告者

氏名(名称及び代表者氏名)

㊞

仲卸業者月間販売金額報告書

浜松市中央卸売市場業務条例第 3 1 条の規定により月間販売金額について、次のとおり報告します。

記

				年 月分	
日	販売金額(円)	日	販売金額(円)	日	販売金額(円)
1		1 1		2 1	
2		1 2		2 2	
3		1 3		2 3	
4		1 4		2 4	
5		1 5		2 5	
6		1 6		2 6	
7		1 7		2 7	
8		1 8		2 8	
9		1 9		2 9	
1 0		2 0		3 0	
				3 1	
小計		小計		小計	
合計販売金額(円)					

(記載上の注意)

(1) 販売金額は消費税込みの額とすること

## 仕入先別取扱高

主な品目 仕入先		取 扱 品 目					取扱品 目外	合計
		野菜	果実	生鮮魚	冷凍魚	塩加品		
卸売業者	数量							
	金額							
仲卸業者	数量							
	金額							
その他	数量							
	金額							
合計	数量							
	金額							

## 販売先別取扱高

主な品目 販売先		取 扱 品 目					取扱品 目外	合計
		野菜	果実	生鮮魚	冷凍魚	塩加品		
売買参加者	数量							
	金額							
買出人	数量							
	金額							
仲卸業者	数量							
	金額							
その他	数量							
	金額							
合計	数量							
	金額							

## 在庫高

主な品目 区 分		取 扱 品 目					取扱品 目外	合計
		野菜	果実	生鮮魚	冷凍魚	塩加品		
前月分在庫	数量							
	金額							
当月分在庫	数量							
	金額							

- 1 「数量」はkg、「金額」は円で消費税込みの額とし、数値は「発生主義」により記入する。
- 2 「卸売業者」「仲卸業者」「売買参加者」「買出人」は、当市場で許可または承認されている者とする。

（あて先）浜松市長

住所（所在地）  
申請者  
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

関 連 業 務 許 可 申 請 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

氏名又は名称 及び代表者氏名				
	-----			
住所又は所在地				
電 話 番 号				
資 本 金 又は出資の額				
業 務 の 種 類 及 び 内 容	浜松市中央卸売市場業務条例施行規則第 1 7 条第 1 項第 号に規定する業務【業種】			
役 員	役職名	氏名	生年月日	住所

（記載上の注意）

（1）資本金又は出資の額の欄及び役員欄には、申請者が法人の場合だけ記入すること

浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



関 連 業 務 許 可 証

年 月 日付け申請のあった関連業務については、浜松市中央卸売市場業務条例  
第35条第1項の規定により次のとおり許可します。

記

- 1 業務の種類
- 2 業務の内容
- 3 許可条件



(あて先)浜松市長

所在地  
申請者  
名称及び代表者氏名 ㊟

卸売業者の兼業業務の承認申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 4 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

販 売 の 内 容	
販 売 の 理 由	
販売の相手方の氏名及び住所 又は 名 称 及 び 所 在 地	
販売の相手方の業務の内容	
販 売 の 予 定 年 月 日	
事 業 計 画	

浜松市指令 第 号  
年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名

浜松市長



卸売業者の兼業業務の承認書

年 月 日付け申請のあった兼業業務については、浜松市中央卸売市場業務条例  
第 4 4 条第 1 項の規定により次のとおり承認します。

記

- 1 販売の内容
- 2 販売の理由
- 3 販売の相手方氏名及び住所（名称及び所在地）
- 4 販売の年月日
- 5 承認条件



(あて先)浜松市長

所在地

届出者

名称及び代表者氏名

㊟

卸売市場外保管場所の使用（終了）届出書

浜松市中央卸売市場業務条例第47条第1項（第2項）の規定により卸売市場外にある施設において卸売を行う（卸売を行わなくなった）ので、次のとおり届け出ます。

記

保管場所の名称	
保管場所の所在地	
保管場所の規模	
保管物品の種類	
届出の理由	

(添付書類)

- (1) 届出をする場所の位置図及び立面図等確認書類（任意）

（あて先）浜松市長

所在地

報告者

名称及び代表者氏名

㊞

卸売市場外にある物品の卸売報告書

（ 年 月分）

浜松市中央卸売市場業務条例第 4 7 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

記

保管場所の名称				
保管場所の所在地				
卸売年月日	品目	卸売数量(kg)	販売金額(円)	卸売の相手方名称
合計				

（記載上の注意）

- （1）保管場所ごとに報告すること
- （2）販売金額は消費税込みの額とすること

(あて先)浜松市長

所在地

報告者

名称及び代表者氏名

㊞

卸売業者の卸売の相手方としての買受け報告書

浜松市中央卸売市場業務条例第 4 8 条の規定により、次のとおり報告します。

記

買受年月	年 月分	
買受日 (月日)	買受数量 (kg)	買受金額 (円)
月 計		

(記載上の注意)

(1) 買受金額は消費税込みの額とすること

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)

報告者

氏名 (名称及び代表者氏名)

印

卸売業者及び仲卸業者以外の者からの買入れ物品販売報告書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 0 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

記

買入れ年月	年 月 分		
取 扱 品 目	主な品目	販売数量(kg)	販売金額(円)
青 果 物	野 菜		
	果 実		
	その他		
	合 計		
水 産 物	生鮮魚		
	冷凍魚		
	塩加品		
	その他		
	合 計		

(記載上の注意)

- (1) 仲卸業者が行う卸売業者以外の者からの生鮮食料品等の買受け (以下「直荷引き」という。) について記載すること
- (2) 直荷引きが行われている主な品目毎に、1 月ごとにまとめて記載すること
- (3) 販売金額は消費税込みの額とすること
- (4) 条例第 6 7 条第 1 項の規定により販売金額の 1,000 分の 2.5 を市場使用料として負担すること

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)

申請者

氏名 (名称及び代表者氏名)

Ⓜ

仲卸業者の兼業業務の承認申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

販 売 の 内 容	
販 売 の 理 由	
販売の相手方の氏名及び住所又は名称及び所在地	
販売の相手方の業務の内容	
販 売 の 予 定 年 月 日	
事 業 計 画	



浜松市指令 第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



仲卸業者の兼業業務の承認書

年 月 日付け申請のあった兼業業務については、浜松市中央卸売市場業務条例  
第51条第1項の規定により次のとおり承認します。

記

- 1 販売の内容
- 2 販売の理由
- 3 販売の相手方の氏名及び住所（名称及び所在地）
- 4 販売の年月日
- 5 承認条件

第 45 号様式（第 30 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地  
届出者  
名称及び代表者氏名 ⑩

受 託 契 約 約 款 （ 変 更 ） 届 出 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 4 条第 2 項の規定により、届け出ます。

記

規定・変更の別

(あて先)浜松市長

所在地

報告者

名称及び代表者氏名

⑩

卸売予定数量等報告書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 5 条の規定により 年 月 日分の  
卸売予定数量等について、次のとおり報告します。

記

当日卸売をする物品			当日卸売をする物品		
主要な品目	主要な産地	数量(kg)	主要な品目	主要な産地	数量(kg)
その他			その他		
小 計			小 計		
			合 計		

(あて先)浜松市長

所在地

報告者

名称及び代表者氏名

㊟

主要品目せり売・相対取引卸売価格等報告書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 5 条の規定により 年 月 日分の  
卸売価格等について、次のとおり報告します。

記

主要な品目	主要な産地	数 量	卸 売 価 格		
			高 値	中 値	安 値
		kg	円	円	円

(記載上の注意)

- (1) 高値：最も高い価格
- (2) 中値：最も卸売の数量が多い価格 (ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目は、加重平均価格)
- (3) 安値：中値未満の価格のうち、最も卸売の数量が多い価格 (ただし、個々の商品ごとに価格を決定する品目は、最も低い価格)

(あて先)浜松市長

所在地

報告者

名称及び代表者氏名

⑩

卸 売 実 績 報 告 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 5 条の規定により 年 月分の卸売の実績について  
次のとおり報告します。

記

販 売 先	販 売 金 額 (円)	%
仲 卸 業 者		
売 買 参 加 者		
そ の 他		
合 計		

(記載上の注意)

- (1) 翌月 5 日までに報告すること
- (2) 販売金額は消費税込みの額とすること

(あて先)浜松市長

所在地

報告者

名称及び代表者氏名

印

月 間 市 況 等 報 告 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 5 5 条の規定により 年 月分の  
市況の概要等について、次のとおり報告します。

記

1 市況の概要

種 類	市 況 の 概 要

2 主要品目の市況

主要な品目	市 況 の 概 要

3 卸売の実績

種 類	数 量			金 額		
	受託販売	買付販売	計	受託販売	買付販売	計
	t	t	t	千円	千円	千円
合 計						

(記載上の注意)

- (1) 種類欄には、青果物にあつては野菜、果実又はその他に、水産物にあつては生鮮水産物、冷凍水産物、加工水産物又はその他に区分して記入すること

#### 4 金銭の授受の状況

委託手数料の種類 (野菜、果実、水産物、その他の種類等)	委託手数料受領額 (円)
合 計	

奨励金等の種類 (出荷奨励金、完納奨励金等)	交 付 額 (円)
合 計	

(記載上の注意)

- (1) 委託手数料の受領額及び出荷奨励金、完納奨励金を支出した場合に月ごとに提出するとともに、卸売業者においてもインターネット等を利用して公表すること
- (2) 翌月10日までに報告すること

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)  
申請者  
氏名 (名称及び代表者氏名) ⑩

市場施設使用指定申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 1 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

使用目的	
市場施設の種別	
位置	
使用面積	
使用期間	
その他	



住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

浜松市長



市 場 施 設 使 用 指 定 書

年 月 日付け申請のあった市場施設の使用については、浜松市中央卸売市場業務  
条例第 6 1 条第 1 項の規定により次のとおり指定します。

記

市場施設の種別	
位 置	
使 用 面 積	
指 定 期 間	
使 用 料	
使 用 条 件	

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)  
申請者  
氏名 (名称及び代表者氏名) ⑩

市場施設使用許可申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 1 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

記

使用目的	
市場施設の種別	
位置	
使用面積	
使用期間	
その他	

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

浜松市長



市 場 施 設 使 用 許 可 書

年 月 日付け申請のあった市場施設の使用については、浜松市中央卸売市場業務  
条例第 6 1 条第 2 項の規定により次のとおり許可します。

記

市場施設の種別	
位 置	
使 用 面 積	
許 可 期 間	
使 用 料	
使 用 条 件	

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)  
申請者  
氏名 (名称及び代表者氏名) ⑩

市場施設用途変更 (転貸・他人の使用) 承認申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 2 条ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

用途変更 (転貸・他人の使用) する市場施設の種別	
位 置	
面 積	
現在の指定又は許可期間	
転貸 (他人の使用) の相手方の氏名 (名称及び代表者氏名) ※転貸・他人の使用のみ	
転貸 (他人の使用) の相手方の住所 (所在地) ※転貸・他人の使用のみ	
用途変更の期間又は転貸 (他人の使用) 期間	
用途変更の理由又は転貸 (他人の使用) の理由	

(添付書類)

- (1) 転貸の場合は、転貸に係る賃貸借 (仮) 契約書等 (任意)

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



市場施設用途変更（転貸・他人の使用）承認書

年 月 日付け申請のあった市場施設の用途変更（転貸・他人の使用）については、  
浜松市中央卸売市場業務条例第 6 2 条ただし書の規定により次のとおり承認します。

記

用途変更（転貸・他人の使用） する市場施設の種別	
位 置	
面 積	
転貸（他人の使用）の相手方の 氏名（名称及び代表者氏名） ※転貸、他人の使用のみ	
転貸（他人の使用）の相手方の 住 所 （ 所 在 地 ） ※転貸、他人の使用のみ	
用 途 変 更 の 期 間 又 は 転 貸 （ 他 人 の 使 用 ） の 期 間	
用 途 変 更 の 条 件 又 は 転 貸 （ 他 人 の 使 用 ） の 条 件	<p>（※転貸の場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 転貸相手先と書面により市場施設の賃貸借契約書を取り交わすこと。</li> <li>2 市場使用料等については、申請者へ請求する。</li> <li>3 転貸期間満了または、転貸期間が承認期間前に終了する場合など、変更が生じる場合は、必ずその旨開設者に申し出ること。</li> </ol>

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)  
申請者  
氏名 (名称及び代表者氏名) ⑩

市場施設原状変更承認申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 3 条第 1 項ただし書の規定により、次のとおり申請します。

記

市場施設の種別	
位 置	
原状変更の内容 及 び 理 由	
工 事 名	
工 事 期 間	
備 考	

(添付書類)

- (1) 原状変更に関する図面等内容のわかる書類

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名)

浜松市長



市場施設原状変更承認書

年 月 日付け申請のあった市場施設原状変更については、浜松市中央卸売市場  
業務条例第 6 3 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり承認します。

記

市場施設の種別	
位 置	
原状変更の内容	
工 事 期 間	
承 認 条 件	
備 考	

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所 (所在地)

届出者

氏名 (名称及び代表者氏名)

Ⓜ

完 成 届

年 月 日付け浜松市指令 第 号により承認を受けた工事が完成したので、  
下記のとおり届け出ます。

記

工 事 名	
市場施設の種別	
位 置	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
備 考	



（あて先）浜松市長

住所（所在地）  
届出者  
氏名（名称及び代表者氏名） ⑩

市 場 施 設 返 還 届 出 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

市場施設の種別	
位 置	
面 積	
返 還 期 日	年 月 日
返 還 理 由	

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

使 用 料 減 免 申 請 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 8 条の規定により使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

記

市 場 施 設 の 種 別	
位 置	
減免を受けようとする面積	m <sup>2</sup>
減免を受けようとする理由	

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長



市場使用料減免決定通知書

浜松市中央卸売市場業務条例第 6 8 条の規定により、次のとおり市場使用料の減免を決定する。

記

市場施設の種別	
位置	
減免する面積	m <sup>2</sup>
減免期間	
減免する市場使用料	円
減免する理由	
減免する市場使用料の算出根拠	

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

減 免 事 由 消 滅 届 出 書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱第 37 条第 7 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 市場使用料減免の決定を受けた内容

減 免 決 定 日	年 月 日
市 場 施 設 の 種 別	
位 置	
減 免 を 受 け た 面 積	m <sup>2</sup>
減 免 期 間	
減 免 を 受 け た 市 場 使 用 料	円
減 免 を 受 け た 理 由	
減 免 を 受 け た 市 場 使 用 料 の 算 出 根 拠	

2 減免事由の消滅した内容

消 滅 の 理 由	
消 滅 し た 日	年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

浜松市長 印

市場使用料減免取消通知書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱第 38 条第 1 項の規定により、次のとおり取消します。

記

1 市場使用料減免の決定した内容

減 免 決 定 日	年 月 日
市 場 施 設 の 種 別	
位 置	
減 免 し た 面 積	m <sup>2</sup>
減 免 期 間	
減免した市場使用料	円
減 免 し た 理 由	
減免した市場使用料の 算 出 根 拠	

2 市場使用料減免の取消内容

取 消 の 理 由	
減免を取消す期間	
遡 及 追 徴 す る 市 場 使 用 料	円
追徴する市場使用料 の 納 付 期 限	
追徴する市場使用料 の 算 出 根 拠	



検 査 結 果 報 告 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 70 条第 1 項の規定に基づく検査の結果について、浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行並び様式を定める要綱第 40 条第 4 項の規定により、次のとおり報告する。

記

検査対象業者名称

検査年月日

検査内容

検査員

講評年月日

検査結果

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

電話番号（ ） ー

自動車登録申請書

浜松市中央卸売市場業務条例第 7 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

（フリガナ） 氏名又は名称	用途	自動車登録番号、車両番 号又は標識番号	メーカー	車種名	備 考
	通 勤 業 務 特 殊				
	通 勤 業 務 特 殊				
	通 勤 業 務 特 殊				
	通 勤 業 務 特 殊				

（記載上の注意及び添付書類）

- （1）リース車の場合は、備考欄にリース期間を記入すること
- （2）添付書類

自動車検査証の写し又はそれに準ずる証明書



○



# 入 場 登 録 証

有効期間

年 月 末 日

**浜松市中央卸売市場**

(裏)

○

注意事項

- 1 本証は、当該自動車の前面ガラス内側に本証の表面が外から見え易いように掲示してください。
- 2 本証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。
- 3 駐車位置は、団体別に定められた区画内に駐車してください。
- 4 市場内において事故・盗難等により損害が生じても、市は責任を負いません。
- 5 市場内への入場資格を失ったときは、本証を速やかに管理事務所に返却してください。
- 6 本証を紛失し、又は当該自動車を変更したときは、事業主より管理事務所において、速やかに再交付を受けてください。再交付には、本証の作成に要する費用をご負担いただきます。

**浜松市中央卸売市場**

備考 寸法 縦 7.5 cm 横 10 cm

市場内使用特殊自動車	
登録証	
有効期間	<input type="text"/>
年 月 末日	
浜松市中央卸売市場	

備考 寸法 縦 10 cm 横 10 cm

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

電話番号（ ） -

入場登録証（市場内使用特殊自動車登録証）紛失（損傷）等届出書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱第 4 3 条第 1 項の規定により、登録証を紛失（損傷）したので、次のとおり届け出ます。

記

1 紛失（損傷）物件

入場登録証 ・ 市場内使用特殊自動車登録証

登録証番号	
-------	--

2 紛失（損傷）年月日

年 月 日 紛失・損傷

3 理 由

4 再交付願い及び誓約（入場登録証を紛失した場合）

<p>1 紛失（損傷）した入場登録証の再交付をお願いします。</p> <p>2 紛失した入場登録証について、万が一事故ある場合は全ての責任を負うことを誓約いたします。</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名）</p>	Ⓜ
--	---

（添付書類）

（1）損傷の場合は、損傷した入場登録証

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

報告者

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

電話番号（ ） -

車 両 変 更 報 告 書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱第 4 3 条第 2 項の規定により、登録証の交付を受けた車両を変更したので、次のとおり報告します。

記

変更内容	登録証番号	項目	(フリガナ) 氏名又は名称	用途	自動車登録番号、 車両番号又は標識 番号	メー カー	車種名	備 考
車両 使用者		変更前		通勤・業務・特殊				
		変更後		通勤・業務・特殊				
車両 使用者		変更前		通勤・業務・特殊				
		変更後		通勤・業務・特殊				
車両 使用者		変更前		通勤・業務・特殊				
		変更後		通勤・業務・特殊				
車両 使用者		変更前		通勤・業務・特殊				
		変更後		通勤・業務・特殊				
車両 使用者		変更前		通勤・業務・特殊				
		変更後		通勤・業務・特殊				
車両 使用者		変更前		通勤・業務・特殊				
		変更後		通勤・業務・特殊				

（記載上の注意及び添付書類）

（1）特殊自動車でリース車の場合は、備考欄にリース期間を記入すること

（2）添付書類

① 車両変更の場合、自動車検査証又はそれに準ずる証明書の写し

② 入場登録証（使用中のもの）

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

電話番号（ ） -

自動車登録消除届出書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱第 4 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

登録証番号	(フリガナ) 氏名又は名称	事 由	備 考
		<input type="checkbox"/> 登録自動車を廃車した <input type="checkbox"/> 市場を利用しなくなった	
		<input type="checkbox"/> 登録自動車を廃車した <input type="checkbox"/> 市場を利用しなくなった	
		<input type="checkbox"/> 登録自動車を廃車した <input type="checkbox"/> 市場を利用しなくなった	
		<input type="checkbox"/> 登録自動車を廃車した <input type="checkbox"/> 市場を利用しなくなった	

1 誓約（入場登録証を紛失した場合）

紛失した入場登録証について、万が一事故ある場合は全ての責任を負うことを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者氏名）

Ⓜ

（添付書類）

（1）入場登録証

（あて先）浜松市長

所在地  
推薦者  
名称及び代表者氏名 ⑩

感謝状贈呈出荷者等推薦書

浜松市中央卸売市場業務条例及び浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の施行及び様式を定める要綱第 4 6 条の規定により、次のとおり感謝状贈呈候補者を推薦します。

記

1 候補者氏名及び住所（名称及び代表者氏名、所在地）

2 候補者の出荷状況（直近 3 か年の実績）

年 度	出 荷 品 目	数 量（トン）	金 額（千円）

3 推薦理由

4 その他参考事項